

「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案の意見・情報の募集」の結果について（案）

令和6年〇月〇日
農林水産省消費・安全局

「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案」及び「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案」について、令和6年7月1日から令和6年7月30日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので、お知らせします（別紙1）。

また、「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令」及び「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令」については、公表した案のとおり制定することといたしました（別紙2及び別紙3）。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4500）

(別紙 1)

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
日本の癌患者は増え続けている。農産物に対する農薬の使用頻度の高さと、一般食品への化学薬品の規制が進んでいないからである。グリホザットなどの枯葉剤の農産物への使用は、アメリカの裁判で長期的の汚染されると癌への影響があると判断され、ヨーロッパでは、現在グリホザットは一般人は販売、使用禁止である。みかんで有名な高知は、農薬の使い過ぎで地下水が汚染され、有名なミカン産地周辺はみな白血病患者が非常に高い検査結果がでている。日本人の健康被害を守る気があるなら、農水水産省はこういう人間に有害な枯葉剤などの農薬や食品添加物の禁止や規制を求める。	御意見ありがとうございます。 温暖湿潤で病虫害の被害を受けやすい我が国で安定的に農産物を生産するためには、防除効果や安全性が高い農薬が必要です。 農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康や環境に対する安全を確保することが重要であり、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、科学的に安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。 登録の際に、使用できる作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）も合わせて定めており、農薬を使用するときにこれらを遵守することで農薬の安全性が確保されています。
他の承認済み農薬も、残留性・蓄積性を除けば同程度かそれより健康リスクが高いようです。他の農薬は残留性・蓄積性が低くても、常に摂取していれば常に健康リスクにさらされるという意味で、同等とも考えられますので、禁止リストにない農薬も、原則禁止にしていきたいと思います。	登録された農薬について、都道府県や農薬販売者等と連携し、生産現場において使用方法に従って適正に使用されるよう指導を徹底しています。 登録後も農薬の安全性に関する科学的知見を収集し、最新の科学的知見に基づき、定期的に安全性等の再評価を行っています。 御回答した内容含め、農薬に関するよくある質問については、以下URLを御参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/attach/pdf/index-1.pdf

○農林水産省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十八条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
農薬の販売者は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有する農薬を販売してはならない。 （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）	農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。 一 ガンマー―二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキササン（別名リンデン） 二 一・一―トリクロロー二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT） 三 一・二・三・四・十―ヘキサクロロー六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八―ハ―オクタヒドローエンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン） 四 一・二・三・四・十―ヘキサクロロー六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八―ハ―オクタヒドローエキゾ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン） 五 一・二・三・一・二・三・四・十―ヘキサクロロー一・四・四a・五・八―ハ―ヘキサヒドローエキゾ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン） 六 一・二・四・五・六・七・八―ハ―オクタクロロー二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロー四・七―メタノ―一H―インデン（別名クロルデン） 七 一・四・五・六・七・八―ハ―ヘプタクロロー三a・四・七・七a―テトラヒドロー四・七―メタノ―一H―インデン（別名ヘプタクロル） 八 ヘキサクロロベンゼン 九 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇」二・六・〇三・九・〇四・八」デカン（別名マイレックス） 十 ポリクロロー二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン） 十一 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）

(削る)	十二	〇・〇ージメチルー〇ー(四ーニトロフェニル)ホスホロ チオアート(別名メチルパラチオン)
(削る)	十三	〇・〇ージエチルー〇ー(四ーニトロフェニル)ホスホロ チオアート(別名パラチオン)
(削る)	十四	水銀及びその化合物
(削る)	十五	二・四・五ートリクロロフェノキシ酢酸(別名2,4,5 ーT)
(削る)	十六	砒酸鉛
(削る)	十七	水酸化トリシクロヘキシルスズ(別名シヘキサチン)
(削る)	十八	Nー(一・一・二・二ーテトラクロロエチルチオ)ー四ー シクロヘキセンー・二ージカルボキシミド(別名ダイホルタ ン又はカプタホル)
(削る)	十九	ペンタクロロフェノール(別名PCP)
(削る)	二十	二・四・六ートリクロロフェニルー'ー四ーニトロフェニルエ ーテル(別名CNP又はクロロニトロフェン)
(削る)	二十一	ペンタクロロニトロベンゼン(別名PCNB又はキン トゼン)
(削る)	二十二	二・二・二ートリクロローー・一ービス(四ークロロフ エニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホール)
(削る)	二十三	ペンタクロロベンゼン
(削る)	二十四	アルファー・二・三・四・五・六ーヘキサクロロシク ロヘキサン
(削る)	二十五	ベーター・一・二・三・四・五・六ーヘキサクロロシクロ ヘキサン
(削る)	二十六	デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・二・六・〇・三・九・ 〇・四・八」デカンー五ーオン(別名クロルデコン)
(削る)	二十七	六・七・八・九・十・十一ーヘキサクロローー・五・五a ・六・九・九aーヘキサヒドロー六・九ーメタノー・二・四・三 ーベンゾジオキサチエピンⅡ三ーオキシド(別名ベンゾエピン 又はエンドスルファン)

附 則

この省令は、令和六年〇月〇日から施行する。

○農林水産省
環境省 令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

環境大臣 伊藤信太郎

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年
農林
水産省
環境省 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表第一に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。 三 当該農薬が、別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有するものであるとき。 別表第一 （略） 別表第二 一 アルファ―$\cdot$二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン 二 $\cdot$一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―$\cdot$二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―$\cdot$一H―インデン（別名クロルデン） 三 ガンマー―$\cdot$二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン（別名リンデン） 四 $\cdot$〇・〇―ジエチル―$\cdot$〇―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン） 五 $\cdot$〇・〇―ジメチル―$\cdot$〇―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン） 六 水銀及びその化合物 七 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン） 八 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・$\cdot$二・六・$\cdot$〇・三・九・$\cdot$〇四・$\cdot$八」デカン―五―オン（別名クロルデコン） 九 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP） 十 N―（$\cdot$一・$\cdot$一・$\cdot$二・$\cdot$二―テトラクロロエチルチオ）―四―シクロヘキセン―$\cdot$一・$\cdot$二―ジカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカプタホル）	農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。 （新設） 別表 （略） （新設）

二十四	ペンタクロロニトロベンゼン（別名PCNB又はキントゼン）
二十五	ペンタクロロフェノール（別名PCP）
二十六	ペンタクロロベンゼン
二十七	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン（別名トキシサフェン）
二十八	メトキシ〔二・二・二―トリクロロ―〕（メトキシフエニル）エチル〕ベンゼン（別名メトキシクロル）

附 則

この省令は、令和六年〇月〇日から施行する。

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案について

1 現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第18条第2項において、農薬の使用に伴って法第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）に規定することにより、農薬の販売（及び使用）を禁止することができるとされている。

当該省令の制定又は改廃に当たっては、法第39条第1項の規定に基づき、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされている。

2 省令改正の趣旨

- （1） 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においては、人や生物への毒性が高く、環境中での残留性、生物濃縮性等が懸念される化学物質を特定し、同条約の附属書に規定して、その製造・使用の禁止等を行うことを定めている。
- （2） 同条約附属書A（製造、使用の禁止）の規制対象物質のうち、農薬用途のあるものについては、国内担保措置として、法第18条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令で指定し、販売（及び使用）を禁止している。
- （3） 令和5年5月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、新たにメトキシクロルが指定された。メトキシクロルは農薬用途に関連する物質であることから、農薬の販売の禁止を定める省令についても、メトキシクロルを追加するため所要の改正を行う必要がある。
- （4） また、現行の農薬の販売の禁止を定める省令では、農薬の使用に伴って法第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止することを目的として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質の他、有害混在物（ダイオキシン類）が混在していた農薬であること等を理由として選定した物質を指定しているところである。平成30年の農薬取締法の改正により、法第4条第1項各号に規定する登録拒否基準が見直されたことに伴い、同令で販売を禁止した農薬について、登録拒否基準に該当することを明確にするため、所要の改正を行う必要がある。
- （5） 以上より、①農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）において、現行の農薬の販売の禁止を定める省令に規定する農薬及びメトキシクロルを含有する農薬を登録拒否基準に追加する改正を行うとともに、②農薬の販売の禁止を定める省令において、①に規定する農薬について販売を禁止する改正を行うこととする。